

千葉県母子・父子家庭等指導講座事業実施要綱

第1 目的

千葉県母子・父子家庭等指導講座事業は、母子家庭、寡婦及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）の生活基盤の一層の安定を図るため、各種の指導講座事業を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、千葉県とし、事業の実施は、千葉県母子寡婦福祉会に委託して実施するものとする。

第3 事業内容

(1) 対象者

母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象とする。

(2) 講座種目

母子家庭等の生活指導を行うために必要とする講座

ア 若年母子家庭教養講座

イ すこやか健康講座

ウ ふれあい子育て講座

エ その他地域において必要とみとめる講座

(3) 講座時間等

講座の開催回数等については、毎年度予算の範囲内において効果的に実施するものとする。

(4) 開催要綱の作成及び周知徹底

千葉県母子寡婦福祉会は、関係機関と協議のうえ会場、日程、講師等を定め開催要綱を作成し、その周知徹底を図ることとする。

(5) その他

千葉県母子寡婦福祉会は、地域において必要とされている講座を積極的に取り入れることとし、母子家庭等の関心の高い講座を実施するものとする。

第4 関係機関の協力

千葉県母子寡婦福祉会は、本事業の実施にあたり、児童相談所、保健所母子相談員、母子福祉推進員、民生・児童委員等関係機関各位の協力を求め効果的な実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。